

草加市男女共同参画プラン2016

平成30年度男女共同参画年次報告書

平成30年度男女共同参画年次報告書について

1 「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づく報告書

この報告書は、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例(平成16年10月1日施行)」に基づき、男女共同参画社会づくりの状況及び男女共同参画社会づくりを進める施策の実行状況を明らかにし、公表するために作成しました。

2 本報告書の構成

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例の基本理念及び草加市男女共同参画プラン2016の基本方針に基づき、男女共同参画社会づくりを推進する事業の取組の概要と成果を基本方針ごとにまとめて掲載しました。

また、草加市男女共同参画プラン2016に掲げた「計画の主要な取組」についても、平成30年度における取組の状況をまとめて掲載しました。

第2部 施策の実行状況

草加市男女共同参画プラン2016に掲げた施策ごとの取組です。課題解決に向けた取組内容、男女共同参画の視点による取組内容を記載し、aからfまでの6段階で自己評価を行いました。

また、草加市のまちづくりを計画的に進めるための基本的な指針である「草加市総合振興計画基本構想・基本計画」との関係で、男女共同参画プランの取組が含まれる個別事業ごとにAからCまでの3段階で自己評価を行いました。

目次

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

1. プラン2016施策の体系
2. 基本方針ごとの課題に対する取組評価のまとめ
3. 基本方針の達成状況

- 基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり
- 基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進
- 基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進
- 基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援
- 基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
- 基本方針7 計画の推進

4. 計画の主要な取組

- 1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 2 市の政策・意思決定過程への女性の参画促進
- 3 配偶者等からの暴力防止対策の推進

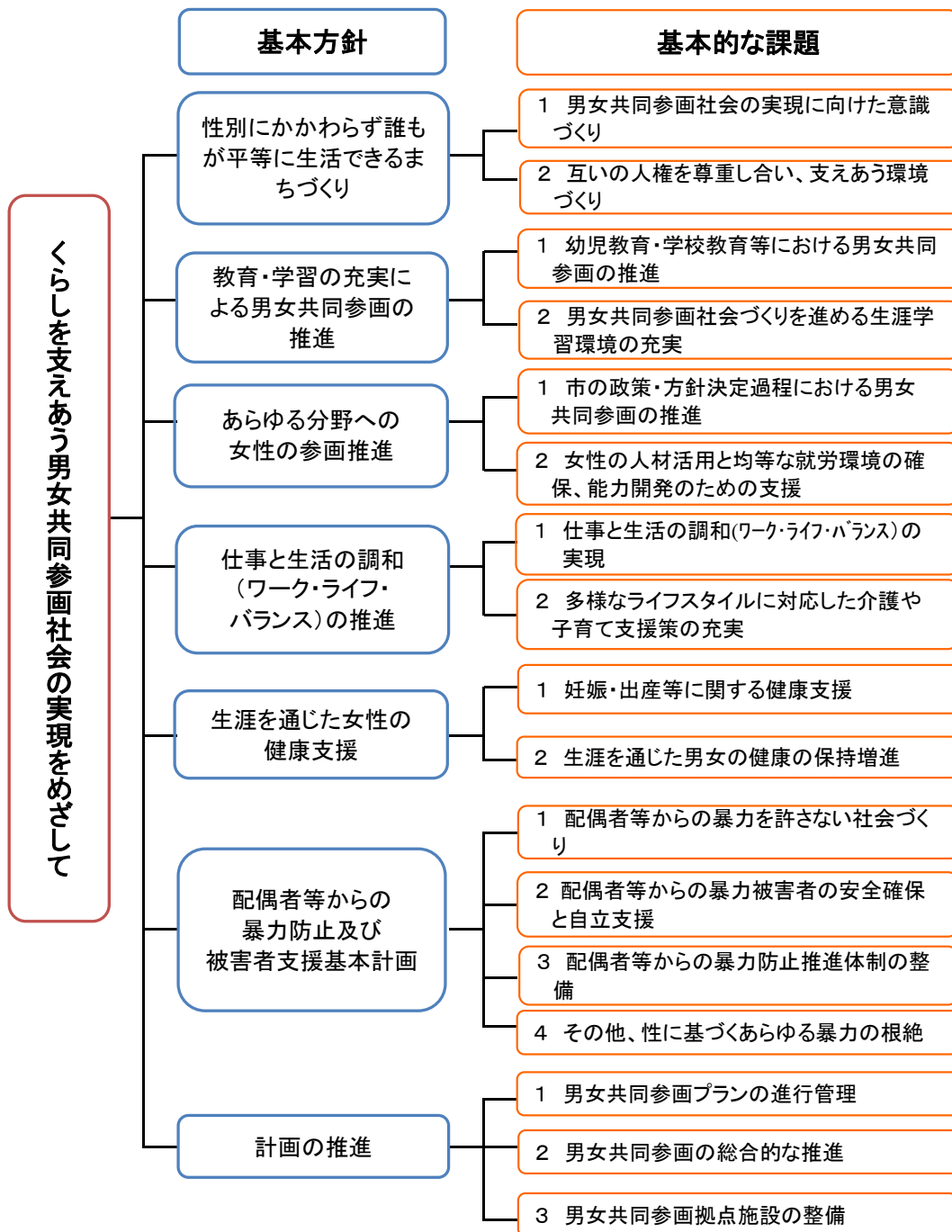
5. 市民・事業者・市民団体の取組

第2部 施策の実行状況

- 基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり
- 基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進
- 基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進
- 基本方針4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
- 基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援
- 基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画
- 基本方針7 計画の推進

第1部 男女共同参画社会づくりの状況

1. プラン2016施策の体系



2. 基本方針ごとの課題に対する取組評価のまとめ

次の表は、各個別事業が課題に対してどの程度の取組ができたのかをaからfまでで自己評価し、報告されたものを各方針ごとにまとめたものです。

また、取組評価は点数換算表により点数化され、その合計点と各方針ごとの個別事業数で平均点を算出し、達成度を評価できるようまとめました。

基本方針 課題に対する取組評価	基本方針1	基本方針2	基本方針3	基本方針4	基本方針5	基本方針6	基本方針7	取組数
	性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり	教育・学習の充実による男女共同参画の推進	あらゆる分野への女性の参画促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	生涯を通じた女性の健康支援	配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画	計画の推進	
a 課題解決のために工夫し解決に値する成果が得られた	0	0	0	0	0	0	0	0
b 課題解決のために工夫し課題が緩和された	3	1	0	9	0	3	2	18
c 課題を意識して事業を実施し、例年通りの成果が得られた	17	26	17	33	16	28	7	144
d 課題を意識したが、成果につながる結果が得られなかった	0	0	0	0	0	0	0	0
e 課題への意識が薄かった	0	0	0	0	0	0	0	0
f 事業を実施できなかった	0	0	0	0	0	0	0	0
取組数	20	27	17	42	16	31	9	162
取組評価の点数化	63	82	51	135	48	96	29	504
取組評価の平均点数	3.15	3.04	3.00	3.21	3.00	3.10	3.22	3.11

a	課題解決のために工夫し解決に値する成果が得られた・既に解決している	5点
b	課題解決のために工夫し課題が緩和された	4点
c	課題を意識して事業を実施し、例年通りの成果が得られた	3点
d	課題を意識したが、成果につながる結果が得られなかった	2点
e	課題への意識が薄かった	1点
f	事業を実施できなかった	0点

3. 基本方針の達成状況

基本方針1 性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくり

基本的な課題1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本的な課題2 互いの人権を尊重し合い、支えあう環境づくり

男女共同参画社会づくりを進める上で最も大きな障害が「男は仕事、女は家庭」といった言葉に代表される固定的性別役割分担意識です。この意識の基礎になっているのが長い歴史の中で作り上げられてきた社会制度や慣行です。これは、それぞれの目的や経緯を持って生まれてきたものですが、男女共同参画の視点で見たときに、性別による区別を明示していない場合でも、結果的に男女に中立に機能しない場合があります。

そのため、固定的性別役割分担意識の解消に向けて、地域や家庭などの生活の場における啓発活動や様々なメディア等における表現の見直し、そして、一人ひとりが互いの人権を尊重し合い、支えあう環境を整備し、性別にかかわらず誰もが平等に生活できるまちづくりを進めます。

実施概要

★ 男女共同参画フォーラム「子どももパパも絶対に楽しくなる子育て術」を開催し、現役男性保育士 とい先生による講演と会場内の子どもと一緒に楽しめるゲーム等を行いました。当日の様子については、草加市ホームページにも掲載し、講演内容等を広く周知しました。

★ 危機管理場面では、「避難所運営委員会」の会議等において、同委員会への女性参画、訓練参加女性の意見を参考にした課題整理・検証を促しました。「町会連合会避難所運営協議会」においては、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営に関するパンフレットを配布し、性差に配慮した避難所運営の必要性について再確認を促しました。

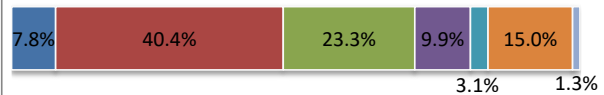
★ 夏休み親子料理教室「パパと一緒にランチを作ろう！」を開催し、15組32名(内、父親と参加は12組)の親子が昼食作りを通して、固定的性別役割分担意識払拭の実践の場を提供しました。

★ 協働のひろばの運営では、運営協力委員の性別に関わらない協働、参画を意識し、会議の代表者や発表等の機会における固定的性別役割分担意識払拭の実践の場を提供しました。

男女の地位についての意識調査

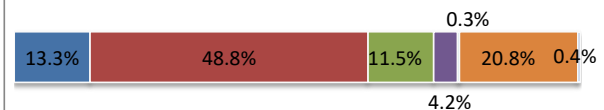
男性

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



女性

- 男性の方が優遇されている
- どちらかといえば、男性の方が優遇されている
- 平等
- どちらかといえば、女性の方が優遇されている
- 女性の方が優遇されている
- わからない
- 無回答



(有効回答数=男765、女1023)

(出典)平成30年度草加市市民意識調査

(全6施策20事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	3	17	0	0	0	20	0	12	0
	点数化	0	12	51	0	0	0	63			
	平均点	3.15									
平成29年度平均点		3.20									

基本方針2 教育・学習の充実による男女共同参画の推進

- 基本的な課題1 幼児教育・学校教育等における男女共同参画の推進
 基本的な課題2 男女共同参画社会づくりを進める生涯学習環境の充実

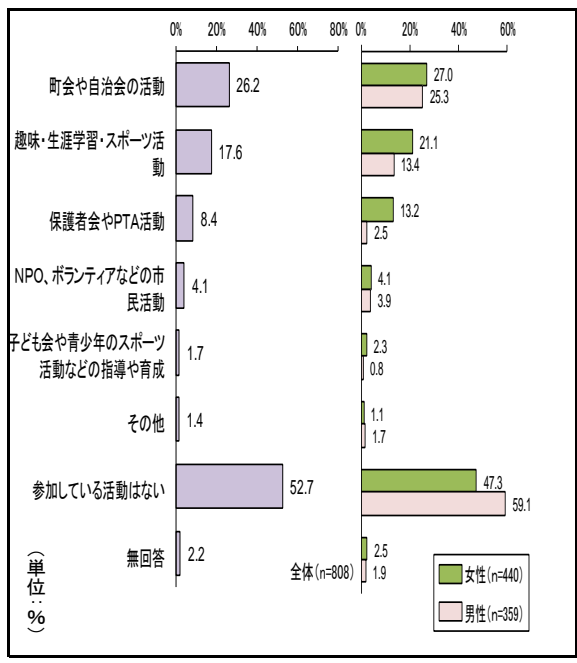
男女共同参画社会実現の基礎となるのが教育・学習です。幼児教育や学校教育の場においては、すべての教育活動において性別にかかわらず一人ひとりが思いやりと自立の意識を育み、男女平等の人権意識を身につける教育活動を推進するとともに、教職員に関しても男女共同参画の研修を充実させます。

また生涯学習の場においては、「第二次草加市教育振興基本計画」と連携し、男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担意識にとられない市民意識の醸成を進めます。

実施概要

- ★ 幼保小中を一貫した教育の実施では、子どもの育ちに応じた教育を推進する中で、思いやりや協調性など、男女平等及び男女共同参画の意識の基盤となる資質・能力を育むよう促しました。
- ★ 男女平等を意識した生徒指導や進路指導では、自他の生命を尊重し、命の大切さについて学び考える生徒指導の充実を推進しました。また、各種教育相談では、児童・生徒一人ひとりが性別にとられずに個性に応じた生き方を選択できるよう学校や家庭・各種機関と連携をしながら、相談・助言を行いました。
- ★ 男女共同参画の視点に立った生涯学習活動として、吉町集会所まつりにおいて、人権講演会を開催しました。
- ★ 協働の視点に立ち、獨協大学オープンカレッジ及びそうか市民大学の各種講座を実施しました。また、上野学園大学短期大学部との共催で「市民のための音楽教養講座」を実施し、生涯学習を推進しました。
- ★ 身近な生涯学習の場として、市内6館の公民館・コミュニティセンターでは、市民、市民団体、事業者と性別に関わらず、協働及び参画を意識して、青少年、成人、高年者、総合教育、音楽と文化のまちづくり事業等の様々な講座や取組を行いました。

参加している地域での活動



(出典) 平成26年度草加市男女共同参画アンケート調査

(全8施策27事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	1	26	0	0	0	27	0	18	0
	点数化	0	4	78	0	0	0	82			
	平均点	3.04									
平成29年度平均点		3.00									

基本方針3 あらゆる分野への女性の参画促進

基本的な課題1 市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

基本的な課題2 女性の人材活用と均等な就労環境の確保、能力開発のための支援

社会の様々な分野における女性の参画は着実に進みつつあります。また、その中で指導的な役割を担う女性も徐々に増えてきています。しかし、その歩みは十分とは言えません。

そこで、市の政策・方針決定過程における男女共同参画の推進をはじめ、雇用などの分野における女性の人材活用の促進に努めます。

また、農業や商工自営業で女性が果たしている役割を十分に認識・評価し、男女が対等な立場で働けるように就労環境の整備を進めます。さらに、女性が能力を十分に発揮できるようにするための様々な支援を行い、あらゆる分野への女性の参画を促進します。

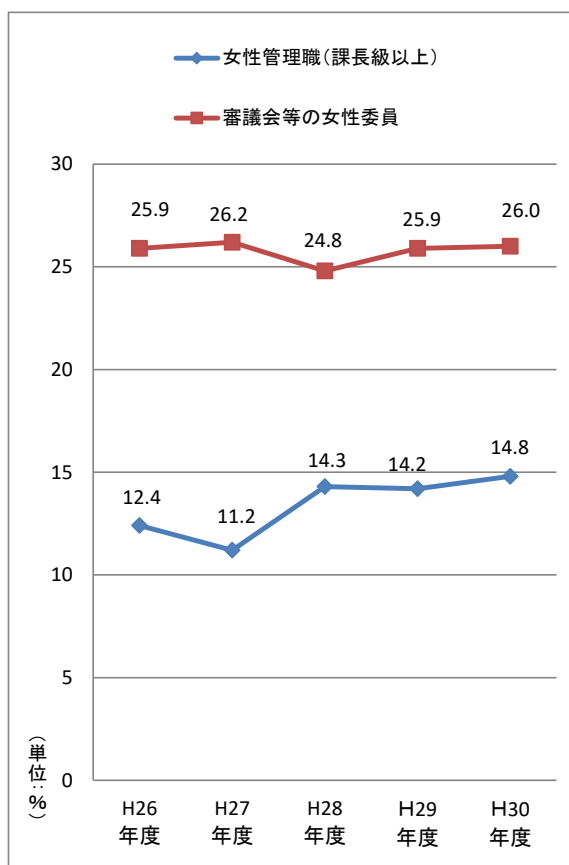
実施概要

★ 草加市の審議会等における女性委員の割合は、平成30年4月1日現在、26.0%でしたが、昨年度の啓発の結果、平成30年10月1日現在、28.0%になりました。草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例に規定されているとおり、審議会等における委員の性別の比率について、一方が4割を下回らないよう努めるよう引き続き庁内啓発を行い、新たに設置された審議会も含め女性委員の割合が25%を下回る審議会等の所管課から、女性委員等増員計画の提出を受けました。

★ 草加市の女性職員について管理職への積極的登用の働きかけを継続的に行っており、管理職（課長級以上）における女性職員の登用割合は、平成30年4月1日現在14.8%と増加しました。

★ 草加市女性創業スタートアップ事業として、時間的・物理的制約から一般的なモデルでの創業（ビジネス）が困難なケースを支援するため、フルタイム労働を前提としないビジネスの在り方を提示し、女性の社会進出を支援しました。

審議会、管理職に占める女性の割合



（※各年度4/1時点）

（全5施策17事業）

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	0	17	0	0	0	17	0	11	0
	点数化	0	0	51	0	0	0	51			
	平均点	3.00									
平成29年度平均点		3.00									

基本方針4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

基本的な課題1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現

基本的な課題2 多様なライフスタイルに対応した介護や子育て支援策の充実

少子・高齢化、核家族化、仕事のスタイルなどの変化が進行する中でこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)を推進することが求められています。

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、関係機関や企業等とも連携し、これまでの働き方を見直す社会的な取組と啓発が必要です。また、多様なライフスタイルに対応した介護・子育て支援策の充実などの総合的な基盤整備を早急に進める必要もあり、これらの施策を、関連する子育てや福祉の個別計画と連携して推進します。

実施概要

★ 男女共同参画フォーラム「子どももパパも絶対に楽しくなる子育て術」を開催し、現役男性保育士 たい先生を講師に迎え、夫婦共同で子育てを行うことのメリット、子育ての楽しさ、子どもへの向き合い方等についてご講演いただきました。

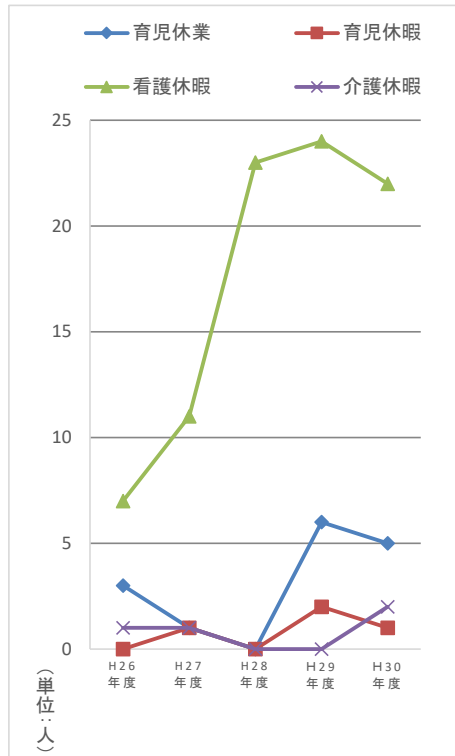
★ 男女共同参画セミナーでは、色彩心理学の視点で、何気なく選ぶ色により現在の心の状態を読み解き、自分自身や大切な人を愛する方法について学びながら、ワーク・ライフ・バランスの重要性について啓発を行いました。

★ 草加市の職員のうち、育児休業取得者92名中5名、部分休業取得者38名中1名、育児休暇取得者4名中1名、子の看護休暇取得者74名中22名、介護休暇取得者5名中2名が男性となりました。前年度とほぼ横ばいの結果ですが、平成30年度は、数年間男性取得者がなかった部分休業、介護休暇の取得者もありました。

★ 子育てと仕事の両立が図れる環境づくりとして、公立保育園や民間認可保育所の充実により、保育に欠ける乳幼児を保育したほか、幼稚園が実施する就労支援預り保育事業の利用により、保育園等の待機児童の解消を図りました。また、草加小学校区を除く市内各小学校に常設児童クラブを設置しました。草加小学校区では、住吉児童館内に児童クラブを設置し、放課後の児童を保育しました。

★ 高齢者及び障がい者福祉を推進するため、一人ひとりの状況に応じた各種サービスを提供しました。子育て支援の面では、子育て支援コーディネーターを中心とした情報の収集・発信を行っており、平成30年度からは新たに保健センターの乳幼児相談で「出張みつけ」を行ったほか、子育て相談についても複数の受付方法を用意し、相談を必要とする方が相談しやすい体制となるよう努めました。

市における男性職員の休暇取得状況



(※各年度4/1時点)

(全6施策42事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	9	33	0	0	0	42	0	40	0
	点数化	0	36	99	0	0	0	135			
	平均点	3.21									
平成29年度平均点		3.17									

基本方針5 生涯を通じた女性の健康支援

基本的な課題1 妊娠・出産等に関する健康支援

基本的な課題2 生涯を通じた男女の健康の保持増進

男女が互いの身体的特性を理解し合い、人権を尊重しつつ相手を思いやる気持ちを持って生きていくことは、男女共同参画社会実現の前提です。特に女性については、子どもを産む・産まないにかかわらず、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等人生の各段階に応じて男性とは異なる健康上の問題があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)」の視点から生涯を通じた健康のための総合的な施策を推進します。

また、「そうか みんなで 健康づくり計画」とも連携して、生涯を通じた男女の健康保持増進策を推進します。

実施概要

★ 妊娠・出産等に関する健康支援では、妊婦健康診査や検査の助成を行いました。母親学級、両親学級、離乳食講習等は、母親だけでなく父親の参加も可能で、夫婦での参加者が増えています。

★ 実際に子育て環境である家庭を訪問する、こんにちは赤ちゃん訪問や妊産婦新生児訪問、養育医療訪問等では、相談対応や情報提供等を通じて支援しました。併せて複雑化する予防接種時期を案内配信したり、健康診査の結果等を記録できる電子母子健康手帳モバイルサービスを実施しました。

★ 草加市立病院では、小児救急医療部門の診療受入体制を維持しましたが、産科(分娩)の受入れについては、医師の確保ができずに引き続き休止となりました。

★ 市民の心身の健康保持・増進のため、ウォーキング大会やカローリング大会、高年者健康づくり協働支援事業等を開催しました。また、公益財団法人草加市体育協会を通じ、男女共同参画の視点に立ったレクリエーションの普及に努めました。

★ 男女共同参画の視点に立ったスポーツ・レクリエーション活動の充実を図るため、女性を中心となって活動する団体の支援や女性指導者の養成を行い、スポーツにおける女性の参画促進を図りました。

合計特殊出生率の推移



(出典)合計特殊出生率統計
(埼玉県保健医療政策課作成)

(全4施策16事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	0	16	0	0	0	16	0	11	1
	点数化	0	0	48	0	0	0	48			
	平均点	3.00									
平成29年度平均点		3.00									

基本方針6 配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画

- 基本的な課題1 配偶者等からの暴力を許さない社会づくり
- 基本的な課題2 配偶者等からの暴力被害者の安全確保と自立支援
- 基本的な課題3 配偶者等からの暴力防止推進体制の整備
- 基本的な課題4 その他、性に基づくあらゆる暴力の根絶

配偶者等からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。配偶者等からの暴力を許さない社会づくりとあわせ、被害者の安全確保と自立支援を図り、配偶者等からの暴力を防止する推進体制を整備するとともに、セクシュアル・ハラスメント等、性に基づくあらゆる暴力の根絶対策を計画的に進めます。

実施概要

★ 配偶者暴力相談支援センターでは、女性相談員がDVに関連する様々な相談に対応しました。(平成30年度のDV相談件数 468件 前年度比 183件の減少)

★ 「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、草加市文化会館フリースペースにて、デートDVについてわかりやすく説明したパネル「知っていますか？デートDV」を用いたパネル展やさわやかサロンにて「DV防止ミニコーナー」を実施し、中高大学生に向けた啓発を行いました。併せて、市内の電光掲示板でも周知をしました。

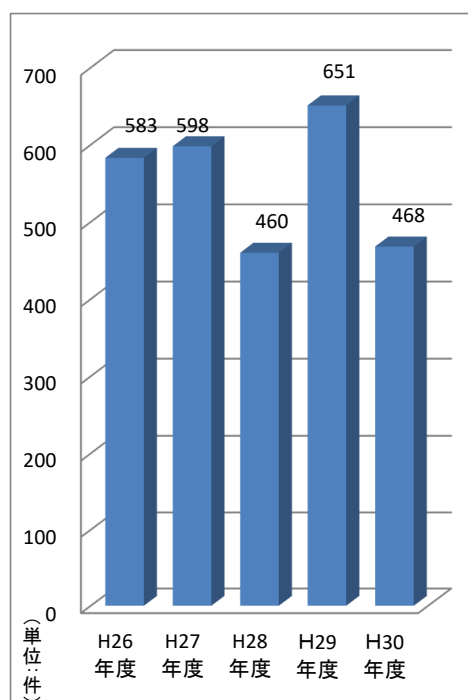
★ 各種研修に参加し、相談業務に必要な知識と技術の習得に努めるとともに関係機関との連携を図りながら支援体制を維持しました。また、NPO法人が主催するDV被害者支援ボランティア養成講座の後援を行いました。

★ 成人式にて「デートDV防止啓発カード」を配布し、新成人にデートDV防止を呼びかけました。

★ 性に基づく暴力を許さないまちづくりとして、防犯パトロールアドバイザーによる青色回転灯装備車を活用した車両パトロール等をほぼ毎日実施し、犯罪を起こしにくい環境づくりに努めました。

★ 性別による差別的取扱いからの救済として、セクシュアル・ハラスメント相談員を市役所内に設置し相談体制を整えているほか、男女共同参画専門委員を委嘱しています。

人権共生課で受けたDV相談件数の推移



平成30年度の相談件数の内訳は、来所相談192件、電話相談102件、他課・他機関との情報共有等174件でした。また、一時保護はありませんでした。

(全8施策31事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	3	28	0	0	0	31	0	11	0
	点数化	0	12	84	0	0	0	96			
	平均点	3.10									
平成29年度平均点		3.10									

基本方針7 計画の推進

基本的な課題1 男女共同参画プランの進行管理

基本的な課題2 男女共同参画の総合的な推進

基本的な課題3 男女共同参画拠点施設の整備

様々な分野にわたる本計画を着実に推進していくために、行政の横断的な推進体制をはじめ、男女共同参画審議会、関係機関や市民団体、近隣自治体や県、さらには国等と連携したネットワークを確立・強化していきます。

また、本計画に定めた内容について定期的に評価を行い、達成・進捗状況を公表し、市民、事業者、市民団体の理解と協力の下に計画を推進していきます。

実施概要

★ 男女共同参画プラン2016に基づく、平成29年度の計画の進捗状況を男女共同参画審議会で評価し、その結果を市長に報告しました。「平成29年度男女共同参画年次報告書」とそれに対する審議会の評価である「平成29年度事業の達成状況の評価」をホームページで公表しています。

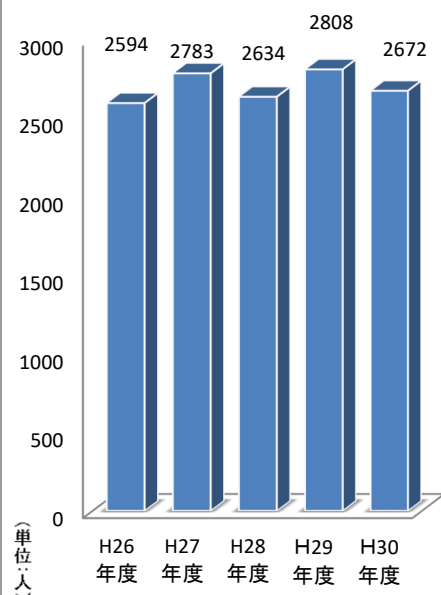
★ 男女共同参画審議会が重点的に取組み、推進する必要があると考える3つの課題を受け、あらゆる分野への女性の参画の促進に向け、「審議会等女性委員増員計画」を作成しました。

★ 引き続き草加市文化会館の男女共同参画さわやかサロンに、男女共同参画アドバイザーを配置し、市民の男女共同参画社会づくり活動を支援しました。
夏休み親子料理教室では、父親の参加が15組中12組となりました。男女共同参画講座や写真展、作品展を開催し、男女共同参画社会づくりの啓発等に取組みました。

★ 男女共同参画さわやかサロンの存在を周知し、さわやかサロンが所有する男女共同参画に関する情報を広く周知するため、中央公民館及び勤労福祉会館に常設の男女共同参画コーナーを設け、チラシや資料の配架を行いました。

★ 市職員の意識を高めるため、新規採用職員及び中級職員研修において男女共同参画について講義を行い、職員の意識の啓発を行いました。

男女共同参画さわやかサロン利用者数



(全3施策9事業)

個別事業ごとの評価		課題に対する取組評価							事業評価		
		a 5点	b 4点	c 3点	d 2点	e 1点	f 0点	合計	A	B	C
平成30年度	取組数	0	2	7	0	0	0	9	0	3	0
	点数化	0	8	21	0	0	0	29			
	平均点	3.22									
平成29年度平均点		3.11									

4. 計画の主要な取組

1 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

男女共同参画社会を実現するためにも、男女にかかわらずこれまでの長時間労働を前提とした働き方を見直し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の重要性が高まっています。仕事だけでなく、家族と過ごす時間も大切にしてもらいたいとの想いから、男女共同参画フォーラム「子ども・パパも絶対に楽しくなる子育て術」を草加市文化会館で開催しました。現役男性保育士 とい先生を講師にお招きし、日々、保育園で繰り広げられるかわいい子ども達のエピソードを紹介いただきながら、子育ての楽しさ、夫婦共同で子育てをするメリット、男性だからこそできる子どもや妻との関わり方などについてご講演いただき、これまで女性が主な担い手と考えられていた子育て場面に、男性が積極的に参画することでもたらされる多くの良い面を学ぶことができました。例年の男女共同参画フォーラムは、大人のみを対象に実施していましたが、今年は、ご家族みんなで参加いただけるよう会場内に親子のスペースを設け、講演中は小さなお子さまも楽しめるゲーム等を織り交ぜながら、参加者全員で楽しい時間を過ごしました。また、後日、当日の様子を草加市ホームページに掲載し、会場に足を運ぶことができなかった市民に対しても周知を図りました。

他にも、多様なライフスタイルに対応するため、高齢者福祉、子育て支援、地域福祉の推進を図りました。高齢者福祉については、通年を通じ一人ひとりに合わせた高齢者サービスを提供しました。子育て支援としては、子育て情報の提供をより充実させるため、新たに保健センターにて乳幼児相談時の「出張みつけ」を実施しました。地域福祉については、地域における包括的な支援体制強化のため、社会福祉協議会への地域福祉推進委託を実施し、コミュニティソーシャルワーカーを配置しました。

2 市の施策・意思決定過程への女性の参画促進

市の審議会等における女性委員の比率については、「草加市くらしを支えあう男女共同参画社会づくり条例」に基づき、「性別の比率を一方が4割を下回らない」を目標に啓発を続けています。平成30年4月1日現在、26.0%との結果になりましたが、平成30年10月1日現在では、28.0%に増加しています。目標値との乖離を小さくするため、まずは女性委員の比率が34%を超えることを当面の目標とし、審議会等における女性委員の割合が25%を下回っている31審議会等から「審議会等女性委員増員計画」の提出を受けました。次回の委嘱時に女性委員の割合や人数がより増えるよう働きかけを継続していきます。

市役所の女性管理職(課長級以上、保育・医療職を含む。)についても積極的な登用を行っており、平成29年度は14.2%であった女性の割合は、平成30年度には14.8%と前年度に比べ割合が増えています(基準日:4月1日)。男性にも女性にも働きやすい環境を整え、引き続き草加市の女性管理職割合が高まるよう取り組んでいきます。

3 配偶者等からの暴力防止対策の推進

「配偶者暴力相談支援センター」の設置については、平成23年7月1日から人権共生課に配偶者暴力相談支援センターの機能を持たせ、専門の女性相談員を配置しています。相談者が抱える様々な問題に対応し、そのニーズに応えられるよう女性相談員が相談技術の向上を目指し、各種研修に参加しました。また、相談者を支援する際に連携が必要となる関係機関(近隣自治体、警察、児童相談所等)の担当者を集め、草加市で東南部地域DV対策連絡協議会を開催しました。過去の対応事例等について情報共有を図りながら、改めて協力体制を確認し、実際の被害者支援に活かしました。

相談を必要としている方に配偶者暴力相談支援センターを始めとする相談機関の存在を広く周知するため、平成30年度は、中央公民館及び勤労福祉会館に常設の男女共同参画コーナーを設けました。パンフレット等の資料を配架し、一人で悩まずに専門相談機関に相談ができることを呼びかけました。

暴力を防止するためには、子どもの頃からの教育や啓発が重要であるとの考えから、学校教育の場面では、性差によらず互いの人権を尊重しあう教育活動を推進しました。デートDV(交際相手からの暴力)の防止については、草加市文化会館フリースペースにおいて「知っていますか?デートDV」パネル展を開催したほか、成人式(新成人のつどい)において、「デートDV防止啓発カード」を配布する等、若年層を対象に暴力防止の啓発を行いました。

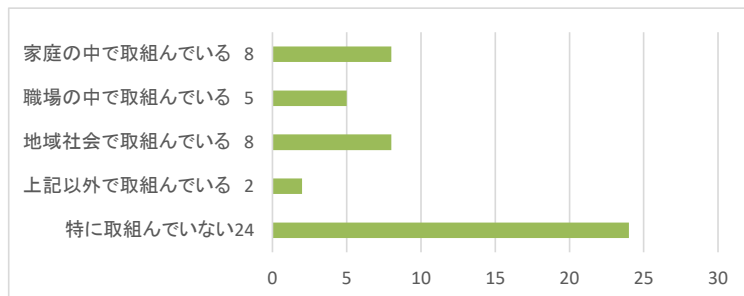
今後も引き続き、被害者の安全確保と自立支援を図り、配偶者等からの暴力を防止する対策を推進していきます。

5. 市民・事業者・市民団体の取組

市民の取組

男女共同参画フォーラム2018「子どももパパも絶対に楽しくなる子育て術」の参加者を対象にアンケートを実施しました。（回答者45名／参加者90名）

★あなたが日頃から行っている男女共同参画の取組はありますか★



(※複数回答あり)

★本フォーラムに参加して何か行動しようと思いましたか★



(※複数回答あり)

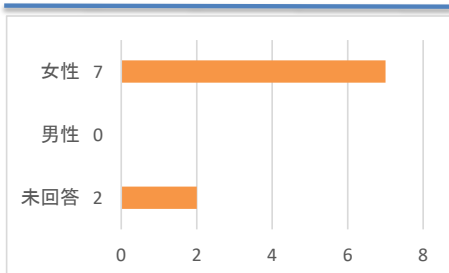


男女共同参画フォーラム2019
「子どももパパも絶対に楽しくなる子育て術」
講演会

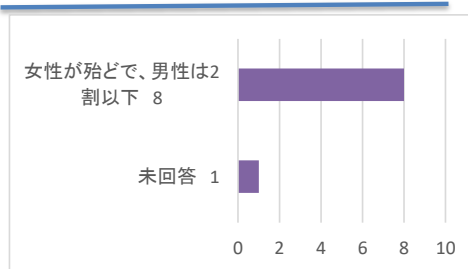
市民団体の取組

男女共同参画フォーラム2018「子どももパパも絶対に楽しくなる子育て術」で活動展示にご協力いただいた男女共同参画関係団体にアンケートを実施しました。（回答団体9団体／展示団体19団体）

★所属団体の代表者の性別★



★所属団体構成員の男女比★



★草加市が力を入れる必要があると思う取組★



(※1団体2つまで選択可)



男女共同参画フォーラム2018
「子どももパパも絶対に楽しくなる子育て術」
活動展示

事業者の取組

★ 株式会社 CS 様 ★

事業者紹介、平成30年度のトピックス

彩の国 経営革新モデル企業（平成25年度埼玉県指定）の「株式会社 CS」が展開するグループは、草加市の本店をはじめ、現在、国内に28店舗、海外（オーストラリア）に1店舗を展開する美容サロンです。150人超のスタッフの男女比は4：6で、中でも全グループで「自分らしい働き方で働くママを輝かせたい」を合言葉に多様な働き方を推進しており、20人を超える“ママさん美容師”が活躍しています。その背景には、子育て中のスタッフの『仕事と育児の両立』が図れるように、保育士の雇用や企業内託児施設も完備しています。

★ 草加商工会議所 様 ★

事業者紹介、平成30年度のトピックス

地域総合経済団体である草加商工会議所は、平成24年11月に『多様な働き方実践企業』として、シルバー認定を受けました。認定区分は、①女性管理職の活躍、②男性社員の子育て支援に対する制度導入です。現在は、女性職員6人のうち、室長1人、グループ長1人が管理業務に携わり、活躍しています。

今後は体制の整備のみならず、職員一人ひとりがお互いの働き方を理解し、仕事や子育て、介護休暇等の取得に向け、調和のとれた職場環境づくりを目指します。



参考：「えるぼし」認定制度

「えるぼし」とは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく認定制度で、一定の基準を満たし、女性活躍推進に関する状況などが優良な企業を厚生労働大臣が認定します。認定段階により色や星の数が異なる、「えるぼしマーク」が与えられます。

女性活躍推進法とは？

平成28年4月1日に施行された、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」のことで、常時雇用労働者が301名以上の企業の事業主に、次の3点が義務付けられています。常時雇用する労働者が300人以下の事業主については、努力義務とされています。

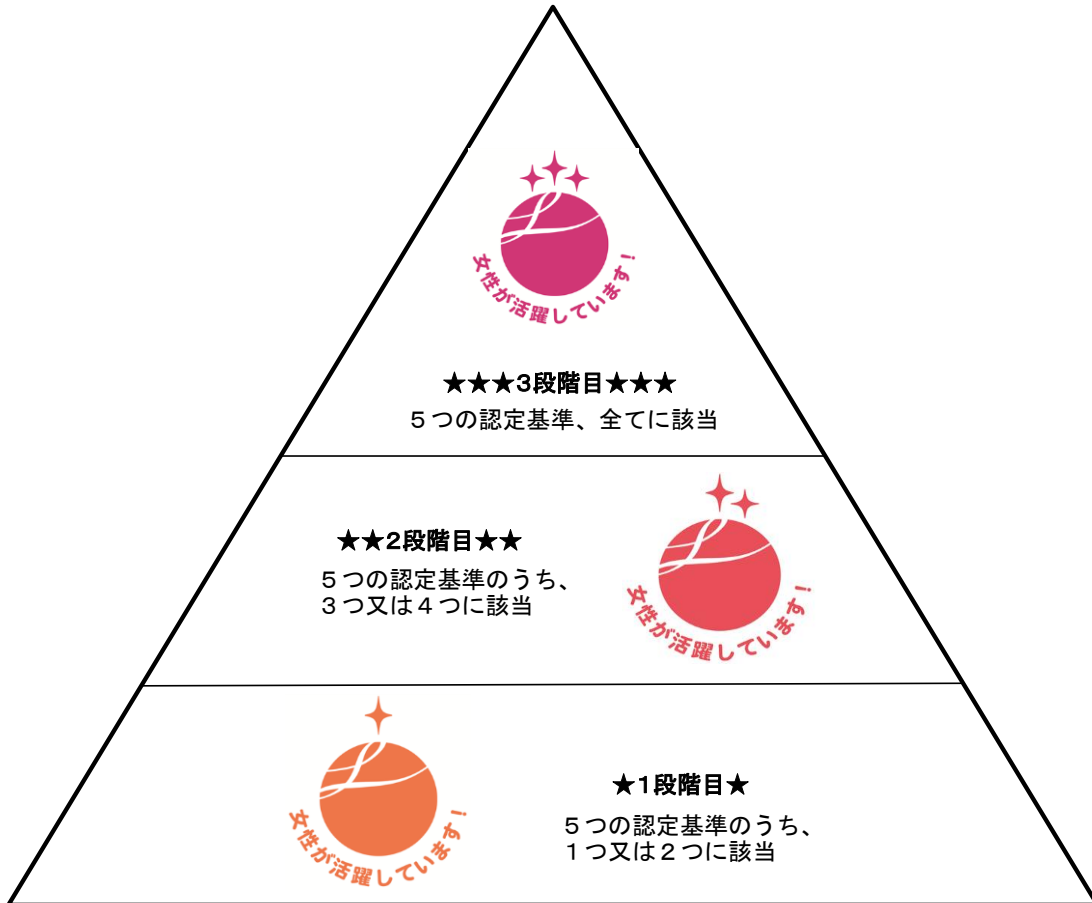
- 1 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析
「女性採用比率」「勤続年数男女差」「労働時間の状況」「女性管理職比率」について、状況を把握・課題分析をすること
- 2 状況把握・課題分析を踏まえた行動計画の策定・届出・公表
「目標（定量的目標）」「取組内容」「実施時期」「計画期間」等、指針に即した行動計画を策定し、労働者に公表すること
- 3 女性の活躍に関する情報公表

「えるぼし」の認定基準

「えるぼし」の認定基準は、次の5点で、基準を満たしている項目の数によって、一つ星から三つ星まで3段階に分かれています。

- 1 男女別の採用における競争倍率が同程度であること
- 2 平均勤続年数が男女間で同程度であること、又は10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された新規学卒採用者の継続雇用割合が男女間で同程度であること
- 3 法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、月ごとに全て45時間未満であること
- 4 管理職に占める女性割合が産業ごとの平均値以上であること、又は直近3事業年度における課長級より一つ下位の職階の労働者に占める課長級に昇進した労働者の割合が男女間で同程度であること
- 5 女性の非正社員から正社員への転換実績があるなど多様なキャリアコースが整備されていること

3段階の「えるぼしマーク」



「えるぼしマーク」は、「L」が描かれた円の上に「星」が輝いているデザインです。
「L」には、女性の「Lady」や働くを意味する「Labor」の他、手本の「Lead」、称賛に価するという意味の「Laudable」といった意味があり、『エレガントに力強く働く女性をイメージ』しています。

認定企業数

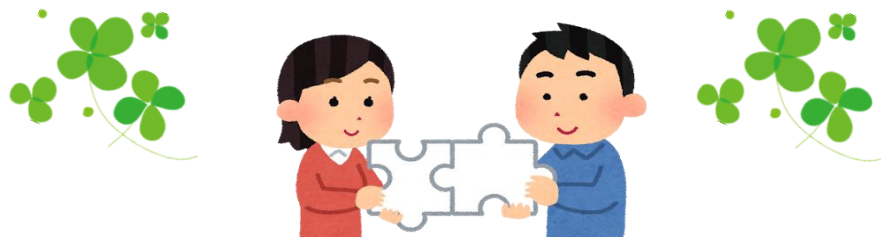
全国 837社

埼玉県内 22社

(うち、本社が草加市内にある企業 0社)

(うち、支店等が草加市内にある企業 6社)

※ 平成31年3月31日現在



第2部 施策の実行状況